

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		図電情処 4		科 項 目 目 細分		防衛本省共通費 情報処理業務庁費 情報処理業務庁費(雑役務費)		
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄						
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係		
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係									
										契約方式		一般指 随 随		根拠 法令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他					選 定 業 者				契 約 条 件				
防衛大学校共同利用電子計算機システムのEDR導入役務		1式			仕様書のとおり					予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎				
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分						
備考										入札日時		年 月 日 時 分						
		課室名	総合情報図書館(電算機)		要求者氏名	梅崎 倅輔		電話番号	2377									

仕 様 書

		調達要求番号	図電情処 4
件名	数量	備考	
防衛大学校共同利用電子計算機システム の E D R 導入役務	1 式		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛大学校共同利用電子計算機システムのエンドポイント・ディテクション・アンド・レスポンス（以下、「EDR」という。）の導入について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、J I S X 0 0 0 1～J I S X 0 0 3 2 による。

a) EDR

ネットワークシステム上のサーバや端末でのエンドポイントにおいて、サイバー攻撃時の脅威を継続的に監視し、不測事態発生時には速やかに発見、対応できるサイバーセキュリティソフト

b) SOC

24 時間 365 日体制でネットワーク上のデータ監視し、サイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイスを行う組織

1.3 関連文書

a) 仕様書

6-06-2003-341A-A-0009 防衛大学校共同利用電子計算機システム借上（06 換装）（契約年月日：令和 6 年 7 月 2 日）

図電情処 4 セキュリティ監視支援役務（契約年月日：令和 5 年 6 月 12 日）

b) 法令等

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版）
（令和 7 年 6 月 27 日）

防衛大学校における情報システム室の管理要領について（通知）（防大情図第 181 号。（6.3.19））
情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
（防装庁（事）第 3 号。31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装ブ武第 188 号。31.1.9）

2 役務に関する要求

2.1 契約期間

本役務の契約期間は、契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。

2.2 EDR 製品に対する要求

- a) 令和 5 年 8 月に「セキュリティ監視支援役務」において導入した「SOC サービス」と連携し、ログ分析及び通信の隔離が可能な EDR 製品を導入すること。
- b) EDR のログ収集および管理コンソールはクラウド型のものとする。
- c) 導入可能な OS は Microsoft Windows 及び macOS、Linux に対応しているものとする。
- d) 継続的なエンドポイントの振る舞い監視機能を有すること。
- e) CPU やメモリ等の詳細なログも収集し、高度な監視と検知機能を有すること。
- f) クラウド上の管理コンソールでホストを管理するためのグループを作成する機能を有すること。
- g) 導入した EDR の更新スケジュールを定義する機能を有すること。
- h) 周りの環境から相互に通信を不可能にする隔離機能を有すること。
- i) EDR ログは端末やサーバに保存せずリアルタイムにクラウド収集し、アラートもリアルタイムに発出する機能を有すること。
- j) EDR 監視対象機器の OS のバージョンによって EDR 機能の欠損がないこと。
- k) EDR のマネージドセキュリティサービスを提供する SOC を自社で有していること。

2.3 EDR 導入対象システムおよび台数

下表に示す導入対象システム及び台数に応じたライセンス種別、個数の EDR ライセンスを用意するものとする。ただし、導入時に不具合が発生した場合等は、官民協議の上で導入対象システムを変更するものとする。

システム名	対象システム	台数
SINET ネットワークに属するサーバ	SINET ネットワーク統合サーバ	10 台
	SINET DMZ 統合サーバ	5 台
	SINET 教育統合サーバ	1 台

2.4 EDR 導入に関する要求

- a) 現行の「SOC サービス」事業者と連携の上、EDR の導入計画およびログ分析に関する設計を実施すること。
- b) 防衛大学校(以下、「防大」という。)のシステム運用事業者と連携の上、EDR の導入計画を策定すること。
- c) クラウド上の管理コンソールと通信するための通信要件を提供すること。また、防大のシステム運用事業者と連携しファイアウォール及びネットワーク通信設定を実施すること。
- d) 管理コンソール上でホストの管理グループを作成すること。
- e) EDR における検知ポリシーを作成し、管理コンソール上でホストグループに割り当てを実施すること。
- f) EDR の導入により既存のソフトウェアの動作に支障がある場合は、当該ソフトウェアについて監視対象除外の設定を実施すること。
- g) 管理コンソール上で EDR のバージョン更新のスケジュール定義を作成すること。

- h) 令和7年12月からEDRのセキュリティログを監視できるよう、動作確認を実施した上でEDRを導入すること。
- i) エージェントのインストール手順書を提供すること。また、システムの運用事業者と連携し指定されたサーバへインストールを実施すること。
- j) インストール実施後、防大のシステム運用事業者と連携しサーバの動作確認を実施すること。
- k) ユーザー画面において基本操作のレクチャーおよび簡易操作手順書の作成を実施すること。
- l) 構築期間中、EDRの導入環境・設定内容・導入スケジュールなどを確認するための打ち合わせ及び問合せ回答を実施すること。
- m) EDR機能について本契約後、12か月間は継続して使用できるようにライセンス契約を行うこと。
- n) 自社以外でEDRの導入実績があること。

3 役務従事者の要件等

3.1 役務従事者の要件

契約相手方は、本役務に従事することに当たり日本国籍を有している者をもって充てるとし、以下の事項のすべてを満たすこと。また、資格については、それを証明する書面（認定証など）の写しを提出すること。

a) 役務管理者

CISSP（情報セキュリティ・プロフェッショナル認証資格）、または情報処理安全確保支援士の情報セキュリティに関連する資格を有していること。

b) 契約相手方は、ISO/IEC 27001を取得していること。

c) 役務管理者の職務

- ・ 役務要員に関する監督・指導
- ・ 本役務に関する官側への報告・調整

d) 作業従事者名簿の提出

契約相手方は、官側に作業従事者名簿を提出し、承認を得るものとする。

e) 役務従事者の変更

契約相手方は、本役務に従事する者について、追加・変更等が生じた場合には、遅滞なく官側の承認を得るものとする。

3.2 秘密保持

- a) 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報を開示し、漏洩し、又は本業務以外の用途に使用しないものとする。また、そのために必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担するものとする。
- c) 秘密の保持については、契約履行完了後及び契約解除後においても同様とする。

3.3 提出書類

契約相手方は、下表に示す文書を官側に提出すること。

番号	文書名	内容	提出時期	部数	提出先
1	作業従事者名簿	役務実施前	役務実施前まで	紙媒体：1部	防衛大学校 総合情報図書館事務室
2	実施計画書	導入におけるスケジュール、体制等	契約締結後以降、作業開始3日前まで	電子媒体 (CD-R または DVD-R) : 1部	
3	製品一覧表	製品名、数量等	契約締結後、2週間以内	電子媒体 (CD-R または DVD-R) : 1部	
4	基本設計書	機能要件、非機能要件、システム構成等	単体試験実施前まで	電子媒体 (CD-R または DVD-R) : 1部	
5	詳細設計書	基本設計で定めた要素や実践方法の詳細を定義	単体試験実施前まで	電子媒体 (CD-R または DVD-R) : 1部	
6	導入手順書	EDR をサーバへインストールための手順書	契約締結後以降、作業開始3日前まで	電子媒体 (CD-R または DVD-R) : 1部	
7	簡易操作手順書	ユーザー向けの操作手順書	運用開始前まで	電子媒体 (CD-R または DVD-R) : 1部	
8	動作確認結果報告書	インストール実施後の動作確認	稼働後速やかに	電子媒体	

4 官側の支援

契約相手方は、この契約において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

5 仕様書に関する疑義

この仕様書について、疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。